

東社協福祉施設経営相談室だより

No.119(全6枚)

平成28年9月28日

9月26日社会保障審議会福祉部会が開催

9月26日に社会保障審議会福祉部会が開催され、改正社会福祉法の施行に、今後の福祉人材確保専門委員会について検討が行われました。

本号では、改正社会福祉法の施行に向けた検討事項についてお伝えします。

主な政省令事項は以下のとおりです。

<政令>

- ① 会計監査人設置基準
- ② 評議員に関する経過措置
- ② 社会福祉法人等の資産の総額の変更に係る登記の期限の変更

<省令>

- ① 評議員等と特殊の関係を有する者の規定
- ② 控除対象財産額の規定
- ③ 社会福祉充実計画（計画への記載事項ほか）

<会計監査人設置の基準>

改正社会福祉法では、一定の事業規模を超える法人に対して、会計監査人による監査を義務付けることとし、この事業規模については、平成27年2月12日付社会保障審議会福祉部会報告書において、収益（事業活動計算書におけるサービス活動収益）が10億円以上の法人又は負債（貸借対照表における負債）が20億円以上の法人が適当とされました。

会計監査人制度を円滑に導入し、より多くの社会福祉法人に安定的に根付かせていくために、以下のとおり、段階的に制度を導入していく考えが示されました。

- 平成29・30年度は、収益30億円を超える法人又は負債60億円を超える法人
- 平成31・32年度は、収益20億円を超える法人又は負債40億円を超える法人
- 平成33年度以降は、収益10億円を超える法人又は負債20億円を超える法人

※ただし、段階施行の具体的な時期及び基準については、平成29年度以降の会計監査の実施状況等を踏まえ、必要に応じて見直しを検討する。

<評議員の員数に係る経過措置>

改正社会福祉法においては、社会福祉法人の経営組織のガバナンスの強化を図る観点から、評議員会について、これまでの任意の諮問機関から、必置の議決機関としました。

この際、小規模法人に配慮する観点から、一定の事業規模を超えない法人については、評議員の員数について、本来、理事の員数（6人以上）を超える数とするところ、施行から3年間、4人

以上とすることとしています。

一定の事業規模については、法人が経営する施設の数にかかわらず、平成27年度決算の事業活動計算書におけるサービス活動収益を基準とし、当該収益の額については、全法人の収益の平均額である4億円を超えない法人とすることになりました。

＜社会福祉法人等の資産の総額の変更に係る登記の期限の変更＞

資産の総額に変更があった時の登記の期限について、会計年度の終了後「二月以内」（5月末）から「三月以内」（6月末）に改正（組合等登記令の一部改正）。

＜社会福祉充実残額及び社会福祉充実計画について＞

「控除対象財産」の算定イメージ

- 社会福祉法人のⒶ すべての財産（基本金及び国庫補助等特別積立金を除く。）を対象に、Ⓑ事業継続に必要な財産（控除対象財産）と余裕財産を区分し、余裕財産をⒸ再投下対象財産として位置づける。

$$\text{資産} - \text{負債} - \text{基本金} - \text{国庫補助等特別積立金} = \text{Ⓐ}$$

Ⓑ 控除対象財産：事業継続に必要な最低限の財産

① 社会福祉法に基づく事業に活用している不動産等

(考え方)

- ・ 土地
- ・ 建物
- ・ 設備

*社会福祉法に基づく事業に活用している財産の特定は財産目録等により行う

*負債、基本金及び国庫補助等特別積立金との重複部分は調整

② 再生産に必要な財産

(考え方)

- ・ 建替、大規模修繕
- ・ 設備・車両等の更新

*再生産に必要な財産については、補助金、融資の活用を考慮した算出基準を適用

③ 必要な運転資金

(考え方)

- ・ 事業未収金
- ・ 緊急の支払や当面の出入金のタイミング

Ⓒ 再投下対象財産

「控除対象財産」の具体的な算出方法

①社会福祉法に基づく事業に活用している不動産等

法人が実施する社会福祉事業等に供与されている財産であって、当該財産がなければ事業の実施に直ちに影響を及ぼしうるものを控除

[控除対象財産に該当する例]

- ・ 現に事業に活用している土地、建物、設備等
- ・ 職員の福祉厚生のための土地、建物、設備等
- ・ サービス提供に必要な送迎車輛、介護機器、生活機器等

[控除対象財産に該当しない例]

- ・現預金、有価証券、各種積立資産、遊休不動産、美術品

※ただし、現預金や有価証券等については、「②再生産に必要な財産」や「③必要な運転資金」として控除対象となる場合があり得る。

②再生産に必要な財産

法人が所有する施設・設備を再取得すると仮定して、法人が建替等に必要と見込まれる費用を算出して控除

[算出方法]

再取得に必要な財産

$$= (\text{減価償却累計額} \times \text{建設単価等上昇率}) \times \text{一般的な自己資金比率} + \alpha \text{ (修繕費等)}$$

[具体例] 10億円（減価償却期間40年、築20年）の施設を保有している場合

減価償却累計額（5億円）×建設単価等上昇率（1.2倍※）×一般的な自己資金比率（15%※）

+修繕費（減価償却累計額の20%※=1億円）=1億9千万円

※数字は仮置き 現在、実態調査を実施し、数値を精査中

③必要な運転資金

事業活動に必要な運転資金として、「年間事業活動支出の1月分」+「事業未収金」を控除

[具体例]

介護報酬等による施設については、事業未収金が2ヶ月分発生するため、実質的に計3月分が控除対象。

措置費又は保育所運営費により運営される施設については、原則として事業未収金が計上されないため、実質1月分が控除対象。

控除対象財産①「社会福祉法に基づく事業に活用している不動産等」について

- 「社会福祉法に基づく事業に活用している不動産等」として控除対象となる財産については、次のような考え方方に基づき、整理する。

控除対象となる財産	控除対象とはならない財産(※)
<ul style="list-style-type: none">○ 法人が実施する社会福祉事業等に直接又は間接的に供与されている財産であって、当該財産がなければ事業の実施に直ちに影響を及ぼしうるもの。・ 現に事業に活用している土地・建物・設備(障害者総合支援法に基づく就労支援事業に活用されている土地・建物・設備を含む。)等・ 職員の福利厚生のための土地・建物・設備等・ サービス提供に必要な送迎車両・ サービス提供に必要な介護機器・ サービス提供に必要な生活機器(テレビ、冷蔵庫、洗濯機、電子レンジ等)・ 事業に必要な事務機器(パソコン、プリンター等)・ 災害時のための食料・物品の備蓄・ 障害者総合支援法に基づく就労支援事業における工賃変動積立金・ 用途が限定されている寄付金等(基本金に計上されないもの)・ 国・自治体等の補助により造成され、用途が限定されている基金等	<ul style="list-style-type: none">○ 法人が実施する社会福祉事業及び公益事業等の実施に直ちに影響を及ぼさない財産。・ 現預金、有価証券・ 人件費積立金、修繕積立金等の積立資産(ただし、障害者総合支援法に基づく就労支援事業における工賃変動積立金を除く。)・ 遊休不動産(断続的であっても、長期にわたって事業に継続して使用している不動産は除く。)・ 美術品

※ ただし、現預金や有価証券、人件費積立金、修繕積立金等については、「再生産に必要な財産」や「必要な運転資金」として控除対象となる場合があり得る。

社会福祉事業として使用している、土地や建物などの基本財産は控除対象として認められています。また、利用者送迎用の車両や介護機器、事務機器などが控除対象になっていますが、現預金や人件費積立金や修繕積立金などの積立資産が、控除対象とならない財産に位置づけられています。(人件費積立金や修繕積立金は「再生産に必要な財産」「必要な運転資金」として控除対象となる場合があり得る)

この他に控除対象として、「必要とされる運転資金として1か月分」及び「事業未収金」が示されています。

(参考) 「固定資産の再取得に必要な財産」について

第18回社会保障審議会
福祉部会提出資料

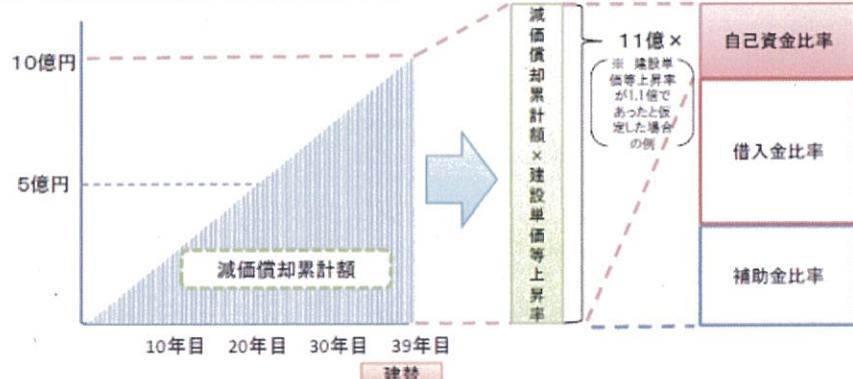
(算出方法(イメージ))

再取得に必要な財産

$$= (\text{減価償却累計額} \times \text{建設単価等上昇率}) \times \text{一般的な自己資金比率} + \alpha(\text{修繕等})$$

- 減価償却により法人内に自己資金が蓄積され、建替時期(39年(※)経過後)には、現在の建物と同等の建替を行いうための資金が法人内部に留保される。
- 法人に蓄積される建替費用は建設時の水準であることから、建設単価等上昇率を考慮する。

※ 建物の耐用年数については、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」(昭和40年大蔵省令第15号)によることとされている。



現時点の調査では、一般的な自己資金比率の平均は、15%。
また、同データにおける90%点の上限値は35%。

5

※社会福祉充実残額算定に関しては、10月中に「財務規律検討会」が開催され、結論が出される予定です。

政省令事項(案)は、現在パブリックコメントが行われており、10月下旬から11月に政省令として、発出される予定です。

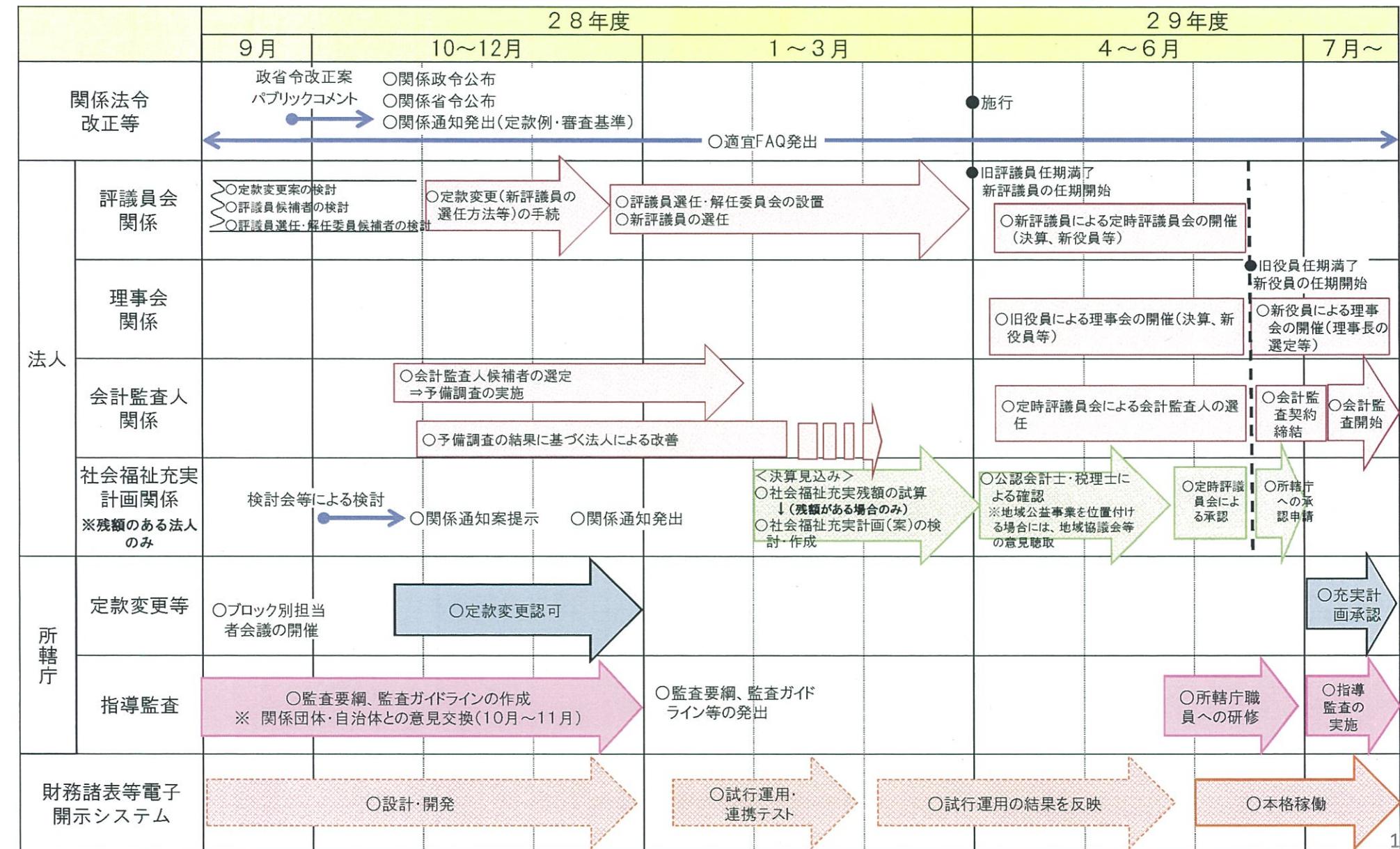
政令に関するパブリックコメントのHP

<http://search.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=495160187&Mode=0>

省令に関するパブリックコメントのHP

<http://search.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=495160188&Mode=0>

社会福祉法人改革の施行スケジュールについて



東京都社会福祉協議会 経営相談室

社会福祉法人・福祉施設の経営・運営に関する相談を受けています。日常の施設運営にかかる相談の他、弁護士・公認会計士・社会保険労務士がそれぞれの専門分野の相談に応じます。

月曜～金曜（祝祭日、年末年始休）9時～17時45分 TEL 03-3268-7170

* 本相談室へのご相談には k_soudan@tcsw.tvac.or.jp をご利用ください。

＊＊＊＊

本経営相談室だよりは FAX で送信しておりますが、見えにくい部分がある場合は、お手数をかけますが、東京都社会福祉協議会の HP から、経営支援室だよりがダウンロードできます。

東社協HP (<http://www.tcsw.tvac.or.jp/>) のトップ画面の「組織・事業から探す」の中にある「経営相談室」をクリックしてください。経営相談室だよりをPDFファイルで掲載しております。